

平成 26 年 4 月 3 日
近 畿 財 務 局

無登録で金融商品取引業を行う者に対する警告

本日、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅱ-1-1(7)②に基づき、下記の業者に対し、警告書を発出しました。

・商号等	アクティブAP株式会社 代表取締役 光随 裕行
・所在地	大阪府大阪市北区西天満6丁目2番14号 マッセ梅田ビル2番館
・内容等	当社は、以前当局に適格機関投資家等特例業務の届出書を提出していたが、平成24年6月30日に当該業務を廃止する旨当局に届け出た後においても、顧客に「適格機関投資家等特例業務届出書を金融庁に提出しています。」と偽り、ファンドの募集を行っていたもの。
・備考	<ul style="list-style-type: none"> ・本件警告は、当局きんざい金融ホットライン等あてに北海道・東北地方にお住いの方から提供いただいた情報等を端緒にして当局調査結果に基づき発出したもの。 ・「アクティブアセットプロデュース株式会社」と表記しているケースも認められている。

※上記内容等は、当該業者の勧誘資料等に基づいて記載しています。

◎注意事項

- 金融商品取引法では、組合などのファンドへの出資を募ったり、ファンド財産の投資運用を行う者に対して、原則として登録を義務付けています。
- 登録を受けずに、一般投資家に対してファンドへの出資の勧誘等を行うことは、法律違反の可能性があります。
- 金融商品取引法上の登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局がその業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解したうえで、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。儲け話には安易に応じないよう十分にご注意ください。

- ◎ 上記以外に、各財務局において警告書を発出した業者の一覧表は以下に掲載されています。
[無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について（金融庁へリンク）](#)
- ◎ 最近、株式や社債、ファンド等の取引に関し、高齢者を中心に無登録業者による詐欺的な投資勧誘被害が多発しています。
無登録業者からの勧誘に応じることのないよう、金融商品取引法上の登録や適格機関投資家等特例業務の届出の有無は必ずご確認ください。不審に思ったら、一人で悩まず、すぐに《[きんざい金融ホットライン](#)》（TEL：06-6949-6259）へご相談ください。

本件に関する問い合わせ先
近畿財務局 理財部 証券監督課
TEL：06-6949-6367